

第6章 管理・運営体制

第1節 管理体制

史跡指定地内の平坦部は、大和郡山市（まちづくり事業課と管理課）および柳沢文庫、柳澤神社が定期的に清掃をおこない、おおむね良好な状態が保たれている。一方、石垣と堀および堀底、土塁については、十分に管理されていない範囲がある。史跡景観を良好な状態で維持していくためにも、管理区分を明確にする必要がある。

内堀の北側から西側の空堀部分は、民有地であるものの、公園部分と一体的な景観を有していることから、大和郡山市が管理（年1回の草刈り）をおこなっている。左京堀の東側は民有地であるが、樹木が巨木化して鬱蒼としている。内堀の南側と本丸にいたる土橋、左京堀の中央から西側の土坡部分は、市有地であるものの長年管理されていないことから、同じ状況となっている。

史跡景観を一定の水準にて維持していくことは、遺構保存や価値の視覚化と同様に重要なことであり、今後は十分な管理が行き届いていない範囲を含めて土地所有者の理解を得るとともに、連携して維持管理をおこなう。また、管理の対象範囲が広域におよぶことから、大和郡山市と土地所有者だけで管理していくことは財政面から難しい。良好な景観を維持していくためにはボランティアの協力を得ることが欠かせない。

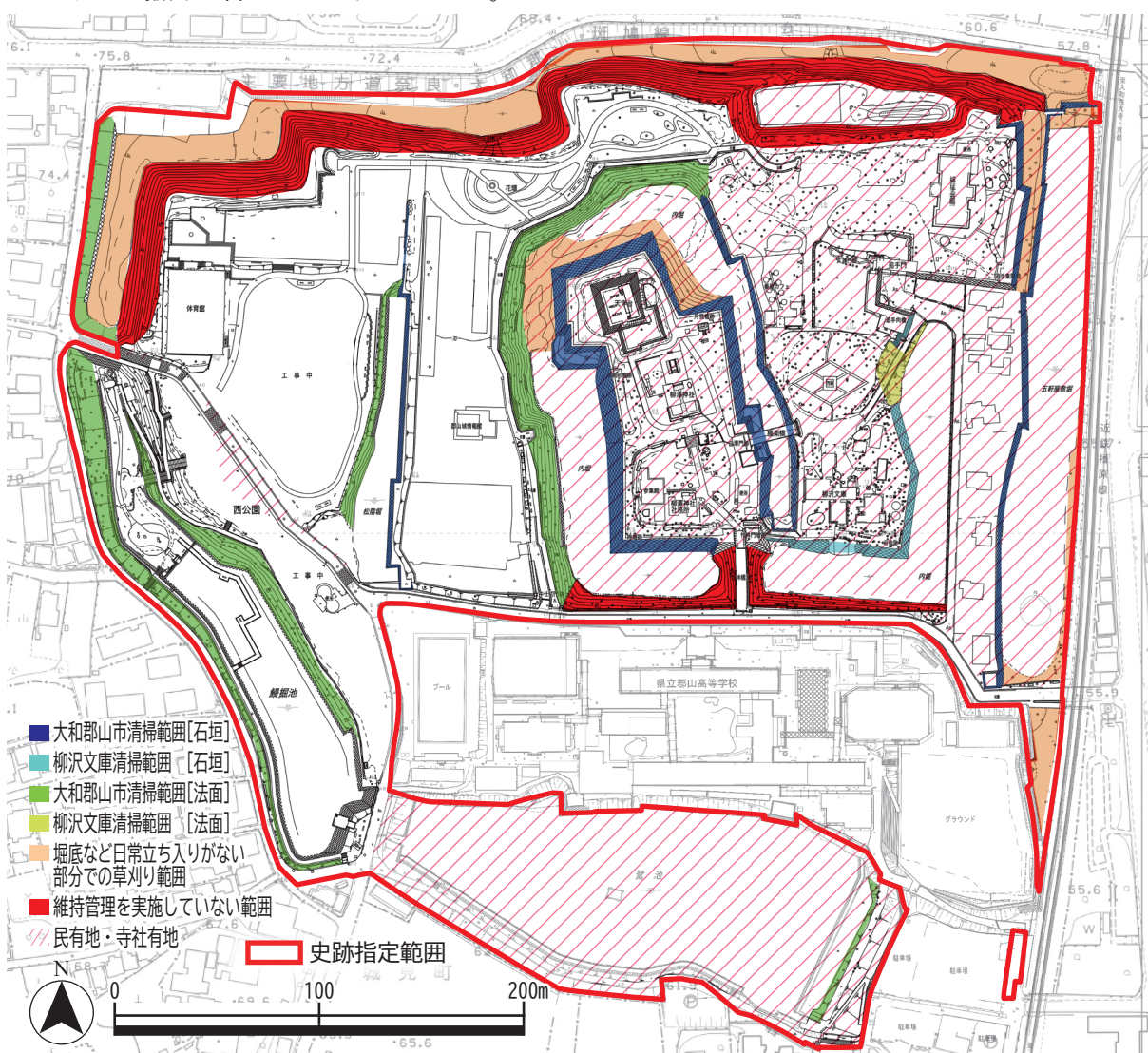


図 6-1 維持管理区分図

(S=1/3,500)

第2節 運営体制

県立郡山高等学校城内学舎の撤去にともなう公園整備事業については公園基本計画を前提計画としたことから、大和郡山市まちづくり事業課が主体となって事業をおこなった。一方、令和8年度から着手する史跡整備事業は、本計画にもとづき整備を進めていくことから、まちづくり戦略課が主体となり進めていくこととする。

整備事業に関しては、引き続き『史跡郡山城跡調査・整備検討委員会』にて審議・報告する。公園整備事業については、本計画に配慮して進めることとし、整備内容は、史跡整備と同様に『史跡郡山城跡調査・整備検討委員会』にて審議・報告する。

事業経過や予定については、大和郡山市文化財審議会に報告し、意見をもらう。また、市民およびボランティア団体とも連携を図り、持続的な保存活用につなげていく。

整備内容や実施時期については、管理区分に応じて大和郡山市まちづくり事業課や保水池を管理している管理課、二ノ丸を管理している奈良県教育委員会学校支援課などの関係機関や一帯の土地所有者と調整を図る。

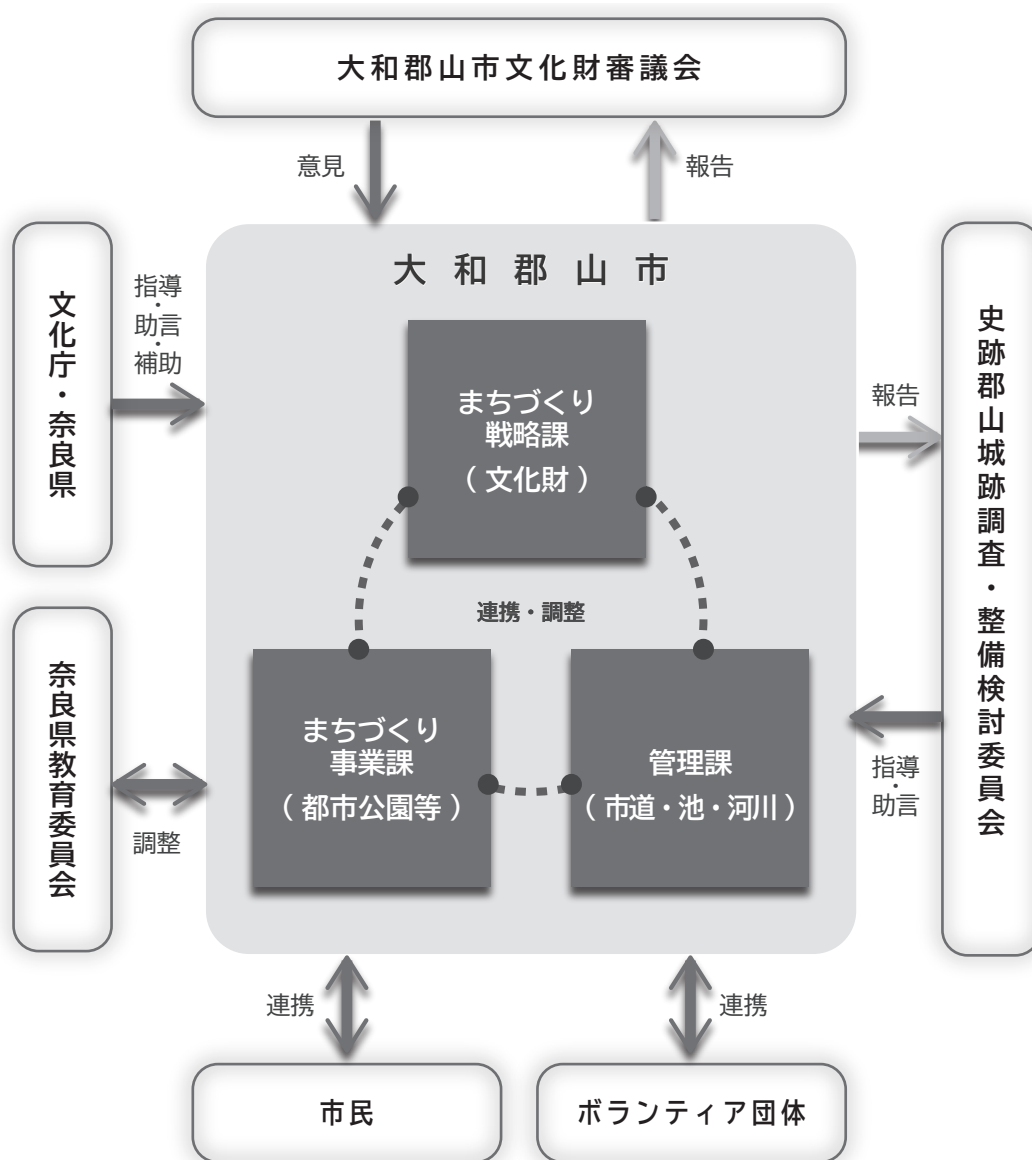


図 6-2 組織体制図